（木材統計調査規則の一部改正）

**第二十四条**　木材統計調査規則（平成十七年農林水産省令第百二十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （報告）<br>**第十三条**　（略）<br>２　（略）<br>３　民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。<br>４　民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、電子情報処理組織を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。<br>５　（略） | （報告）<br>**第十三条**　（略）<br>２　（略）<br>３　民間事業者は、基礎調査のうち素材、製材品、木材チップ及び合板にあっては自らが作成し、又は基礎調査票に基づき都道府県別の集計を、月別調査にあっては自らが作成し、又は月別調査票に基づき都道府県別の集計を行うとともに、これらの集計結果並びに基礎調査票及び月別調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）を使用して農林水産大臣に送付しなければならない。<br>４　民間事業者は、基礎調査のうち単板積層材、集成材及び直交集成板に係る基礎調査票の内容を収録した電磁的記録を作成し、光ディスクを使用して農林水産大臣に送付しなければならない。<br>５　（略） |

（森林組合法施行規則の一部改正）

**第二十五条**　森林組合法施行規則（平成十八年農林水産省令第四十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （情報通信の技術を利用する方法）<br>**第八条**　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。<br>一　（略）<br>二　電磁的記録媒体（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第百九条において同じ。）をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法<br>（議決権行使書面）<br>**第八十九条**　（略）<br>２～５　（略）<br>６　前各項の規定は、法第六十五条第五項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）において法第六十条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。<br>（電磁的記録）<br>**第百九条**　法第四十一条の二第三項第二号（法第九十二条（法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、理事又は清算人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は電磁的記録媒体をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 | （情報通信の技術を利用する方法）<br>**第八条**　法第二十六条第二項の農林水産省令で定める方法は、次に掲げる方法とする。<br>一　（略）<br>二　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面に記載すべき事項を記録したものを交付する方法<br>（議決権行使書面）<br>**第八十九条**　（略）<br>２～５　（略）<br>６　前四項の規定は、法第六十五条第五項（法第百条第二項において準用する場合を含む。）において法第六十条の三第五項の規定を準用する場合について準用する。<br>（電磁的記録）<br>**第百九条**　法第四十一条の二第三項第二号（法第九十二条（法第百九条第五項において準用する場合を含む。以下同じ。）、第百条第一項及び第百九条第二項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産省令で定めるものは、理事又は清算人の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに情報を記録したものとする。 |